

京都市告示第 367 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 26 日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科大塚緯27号線	山科区大塚南溝町5番地の5地先から	旧	メートル 12.50	メートル 3.90 ~ 4.00
	同町5番地の4地先まで	新	12.50	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)